

東松島市と株式会社七十七銀行の地方創生に関する協定の締結について

東松島市（市長 阿部 秀保）と株式会社七十七銀行（代表取締役 氏家 照彦）は、地方創生の推進に関する事業について、「包括連携に関する協定」を締結しました。

本協定の締結により、相互のノウハウを活用しながら、産業振興・創業支援など幅広い分野で連携・協力し、雇用の創出や移住・定住の促進など、地方創生の実現に向けた取組を進めてまいります。

記

<目的>

東松島市において策定した「東松島市人口ビジョン・総合戦略」の施策を進める中で、東松島市と株式会社七十七銀行が互いに連携・協力することにより、双方の資源を有効に活用し、地方創生に関する取組の推進・実現に寄与することを目的とします。

<連携事項>

- （１）起業・創業支援及び人材育成に関すること。
- （２）人口減少対策・地域経済活性化に関すること。
- （３）地域製品の販売及び観光の振興に関すること。
- （４）中小企業の支援に関すること。
- （５）地域及び暮らしの安全・安心に関すること。
- （６）その他地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関すること。

<締結日>

平成 29 年 4 月 4 日（火）



<問い合わせ先>

東松島市役所 総務部 地方創生推進室
電 話：0225-82-1111（内線 1239、1225）
F A X：0225-82-8143
E-mail：chiso☆city.higashimatsushima.miyagi.jp
（☆を@に変えてください）